

公共事業の評価

再評価の概要

再評価対象事業

1. 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業
2. 事業採択後長期間(5年間)経過した時点で継続中の事業
3. 再評価実施後一定期間(直轄事業等は継続中の場合5年間、未着工の場合3年間。補助事業等は5年間。)経過している事業 等

再評価の視点

1. 事業の必要性等
 - 事業を巡る社会経済情勢等の変化
 - 事業の投資効果(費用対効果分析の原則実施)
 - 事業の進捗状況
2. 事業の進捗の見込み
3. コスト縮減や代替案立案等の可能性

事業評価監視委員会

- ・大学教授、経済界、法曹界等で構成(地方整備局においては、8~12名程度)
- ・地方整備局、独立行政法人、地方公共団体等ごとに設置
- ・事業評価監視委員会による意見具申
- ・審議の公開等により透明性を確保
- ・事業評価監視委員会の意見の尊重

対応方針

- ・「継続」又は「中止」等
- ・評価結果、対応方針の決定理由等を公表